

飯塚市介護情報運用要綱

平成18年9月21日

飯塚市告示第182号

改正 H19-11、R3-95

飯塚市介護情報運用要綱(平成18年飯塚市告示第96号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この告示は、飯塚市が行う介護保険に関する情報を本人、家族その他の関係者に提供することにより、被保険者の心身、環境、医療等の状況に応じた良質な介護サービスの提供に資するとともに、当該資料に関する個人情報を保護することを目的とする。

(提供情報)

第2条 この告示により提供する介護情報は、次に掲げるとおりとする。ただし、当該情報に係る本人の要介護認定等について、飯塚市介護認定審査会の審査判定が終了するまでの間にあつては、これを提供しないものとする。

- (1) 認定調査票(調査実施者が特定される部分を除く。)
- (2) 主治医意見書(介護サービス計画作成等に利用されることに、主治医の同意がある場合に限る。)
- (3) 認定審査会議事録
- (4) 審査判定結果
- (5) 前各号に掲げるもののほか、認定審査会等で用いた資料

(R3-95一改)

(提供方法)

第3条 介護情報の提供方法については、前条第1号にあつては閲覧又は写しの交付、第2号にあつては閲覧、写しの交付又はおむつ代に係る医療費控除の証明書(以下「医療費控除証明書」という。)の交付、第3号にあつては閲覧又は口頭、第4号及び第5号にあつては口頭によるものとする。

(R3-95一改)

(提供対象者)

第4条 介護情報の提供は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる介護情報を、その者からの申請に基づいて行うものとする。

- (1) 前条の介護情報に係る被保険者(以下「本人」という。) 第2条第1号から第5号までの介護情報
- (2) 本人の配偶者及び3親等以内の親族で、未成年で無い者 第2条第1号から第5

号までの介護情報

- (3) 成年後見制度による本人の成年後見人又は保佐人若しくは補助人 第2条第1号から第5号までの介護情報
- (4) 本人と居宅介護支援又は介護予防ケアマネジメントの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している事業者(当該事業者の事業所の職員その他の従業者を含む。) 第2条第1号及び第2号の介護情報
- (5) 本人と施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している介護保険施設(当該施設の職員その他の従業者を含む。) 第2条第1号及び第2号の介護情報
- (6) 本人と施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定しているグループホーム又は特定施設入所者生活介護事業所(当該施設の職員その他の従業者を含む。) 第2条第1号及び第2号の介護情報
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める者 第2条第1号から第5号までのうち市長がその必要を認める介護情報

(申請の手続)

第5条 前条による申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、介護情報提供申請書を提出しなければならない。なお、申請者が本人以外の場合は、本人同意欄に当該介護情報を本市が提供することに同意する旨の本人の署名を受けなければならない。この場合において、本人の身体上等の理由により署名できない場合は、親族等による代筆をもって、本人の署名に準ずるものとして取り扱うことができる。

(R3-95一改)

- 2 前項の規定にかかわらず、医療費控除証明書の申請者は、医療費控除証明書に必要事項を記載し、提出するものとする。
- 3 市長は、前2項の申請を行う者に対し、自己が前条各号に規定する者であること(前条第4号、第5号又は第6号に該当する場合にあっては、職員その他従業者であることを含む。)を証する書類の提示を求めることができる。

(R3-95一改)

(提供を受けた者の遵守事項)

第6条 介護情報の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 提供を受けた介護情報に係る本人の情報(以下「本人情報」という。)又は本人の親族の情報(以下「親族情報」という。)を不服申立て、本人の介護サービス計画の作成等又は確定申告におけるおむつ代の医療費控除の証明以外の目的

に使用しないこと。

(R3-95一改)

(2) 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に提供してはならないこと、又は親族情報を本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に提供してはならないこと。

(3) 介護情報の提供を受けた者(第4条第4号、第5号又は第6号に該当する場合に限る。)の職員その他の従業者又は職員その他の従業者であった者が、前2号の行為を行わないように必要な措置を講じること。

(4) 本人又は本市から提供された介護情報の使用方法について報告を求められたときは、いつでもこれに応ずること。

(遵守事項違反に対する措置)

第7条 市長は、介護情報の提供を受けた者が前条各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、第4条の規定にかかわらず、それ以降の介護情報の提供を行わないことができる。

(費用負担)

第8条 介護情報の提供に係る手数料は、無料とする。ただし、介護情報の写しを交付する場合は、別表に掲げる実費を徴収する。

2 前項の費用は、前納とする。

(補則)

第9条 介護情報に係る申請書等の様式その他の介護情報の提供にあたって必要な事項は市長が別に定める。

(R3-95一改)

附 則

この告示は、平成18年9月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年2月7日 告示第11号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市介護情報運用要綱の規定は、平成19年1月1日から適用する。

附 則(令和3年3月31日 告示第95号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(R3-95一改)

情報の種類	写し等の種別	規 格	金 額
文書、図画	乾式複写機による 写し(単色刷)	日本産業規格A列3 番まで	1枚 10円
電磁的記録	用紙に出力したも の	日本産業規格A列3 番まで(単色刷)	1枚 10円

備考 用紙の両面に印刷された文書については、片面を1枚として算定する。